

ふるさと納税のワンストップ特例制度について

大東市

ふるさと納税をされる際にワンストップ特例の申請をされると、寄附された市区町村・都道府県（以下、「市町村等」といいます。）からお住まいの市区町村（寄附先とお住まいが同一市町村の場合を含みます）にふるさと納税額をお知らせし、翌年度の住民税で「申告特例控除額」（所得税・住民税の寄附金控除・寄附金税額控除相当額）が適用されます。



大東市マスコットキャラクター
「ダイトン」

この制度を利用できる方

次のすべての条件を満たす方

- ▶ 確定申告や住民税申告を行わない給与所得者や年金所得者等
- ▶ 1月から12月の間に寄附した市町村等が5か所以内の場合

ご注意ください！

- ふるさと納税1回ごとに申請が必要です。
- ワンストップ特例の申請をされた方が、次のようなケースに当てはまる場合、すべてのワンストップ特例申請は無効となります。このような場合は確定申告や住民税申告で寄附金控除の申告が必要です。
 - ▶ 確定申告や住民税申告を行った場合（医療費控除等による場合を含む）
 - ▶ 1月から12月の間に寄附した市町村等が5か所を超えた場合
- ワンストップ特例を申請された方が、住所・氏名等を変更した場合は変更の届け出が必要です（電話番号を除く）。

【問い合わせ】

● 大東市ふるさと納税コールセンター

電話番号 050-3090-0038

営業時間 平日 9時00分～17時30分

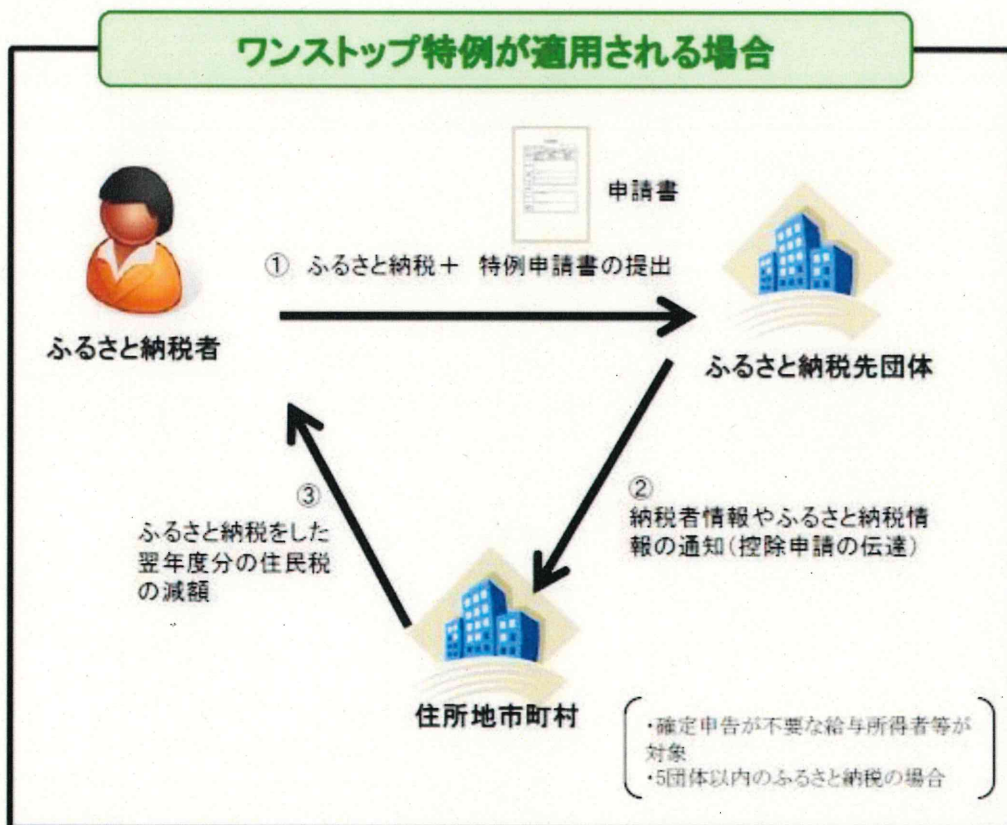
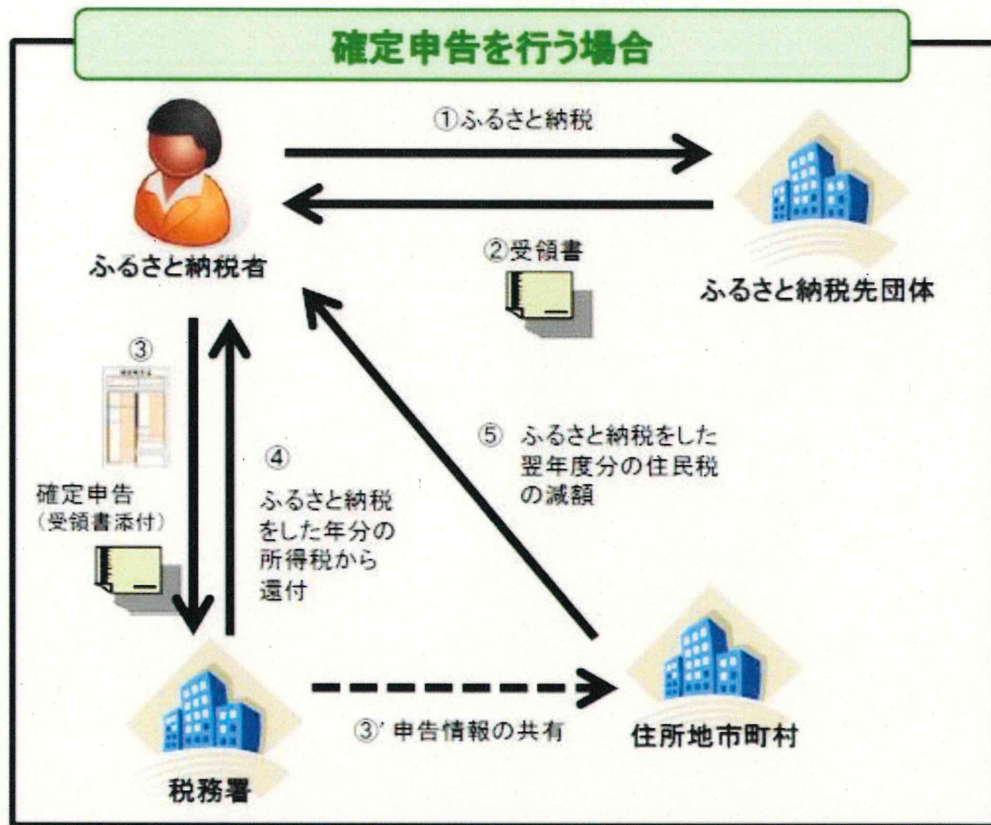
土日祝日 10時00分～17時00分 ※1月1～3日除く

● 控除額等について お住まいの市町村の住民税担当課

→大東市民の方は、課税課市民税グループ（市役所1階⑧-3窓口）へ

電話番号：072-870-0418

ふるさと納税について寄附金控除の申請のイメージ



▶ 寄附先市町村が住所地市町村と同一でも申請できます。